

徳島県規則第二十九号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年六月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則（平成十年徳島県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

様式第一号の二中「~~第10条第3項~~」を「~~第10条第4項~~」に改める。

附 則

この規則は、令和三年六月九日から施行する。